

港区地域コミュニティ検討委員会報告書

(素案)

令和8年（2026年）○月

港区地域コミュニティ検討委員会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

昭和60年8月15日

港区

はじめに

(以下は例文、委員長執筆予定)

港区地域コミュニティ検討委員会（以下「本委員会」といいます。）は、港区が直面しております「住民の9割が共同住宅に居住する」という特性、ライフスタイルの多様化、そして既存の地域組織の運営課題といった現実を踏まえ、これから港区にふさわしい持続可能な地域コミュニティの在り方について、全6回にわたり真摯な議論を重ねてまいりました。

地域のつながりは、平時の暮らしの豊かさのみならず、大規模災害時における「共助」の基盤となる、区政の根幹となるものです。

本報告書は、従来の「町会・自治会」に基づく組織の価値を尊重しつつ、マンション居住者をはじめとする多様な区民が、それぞれのライフスタイルに応じて「参加しやすい」新たなコミュニティの形を後押しするものです。

本委員会が、区民、事業者、そして行政が新たな協働の一歩を踏み出すための羅針盤となることを強く期待いたします。

令和8年〇月

港区地域コミュニティ検討委員会
委員長　名和田　是彦

目次

1 本委員会を設置した背景・経緯	1
2 本委員会の概要	3
3 各テーマ別検討結果	5
(1) テーマ1：町会・自治会の設立要件について	5
(2) テーマ2：町会・自治会への補助金制度について	7
(3) テーマ3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて	9
参考資料1 港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱	11
参考資料2 港区地域コミュニティ検討委員会開催経過	13
参考資料3 港区地域コミュニティ検討委員会委員構成	14

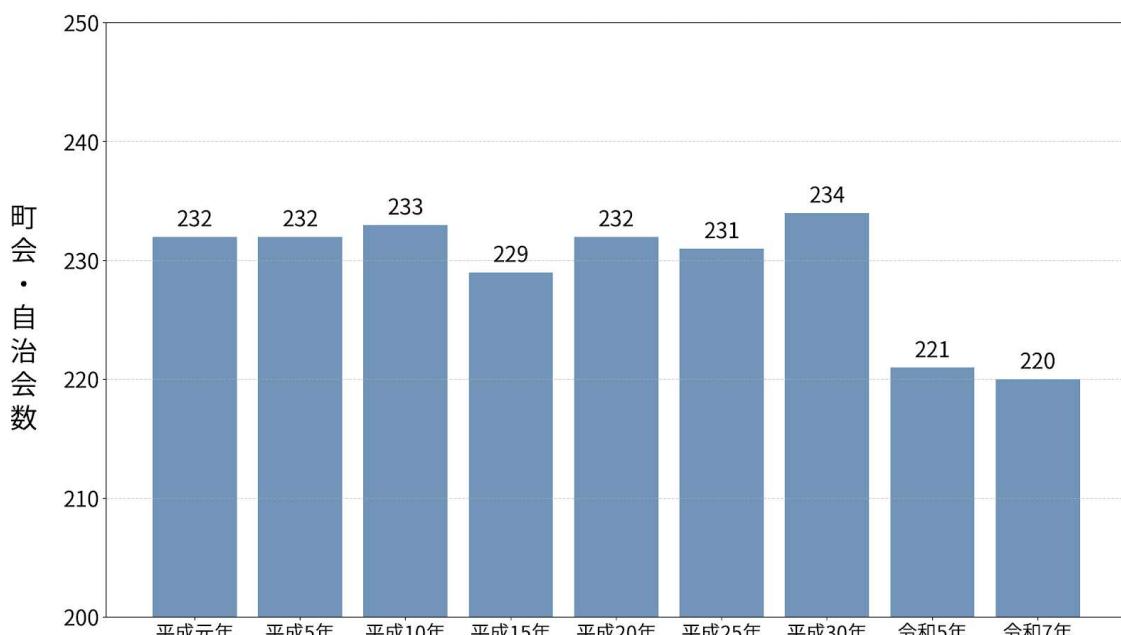
1 本委員会を設置した背景・経緯

(1) 区における地域コミュニティの現状

区は、町会・自治会をはじめNPO、ボランティア組織、商店会などの地域コミュニティを支える多様な主体を支援し、誰もが快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しています。

地域コミュニティの中核である町会・自治会については、区の最も重要なパートナーの一つと位置付けており、補助金の交付やデジタル化の促進等により地域活動を支援しています。令和7年4月現在、区では220の町会・自治会が活動しており、防災・防犯、環境美化、親睦交流など、地域社会の発展に欠かせない役割を担っています。

町会・自治会数の推移



一方で、近年、急速な人口増とともに集合住宅（マンション）が増加し、区民の9割以上が集合住宅に居住しています。新たな住民が増加したことで、従来の町会・自治会を中心とした地域コミュニティとの関係性や運営に様々な課題が生じており、課題の整理や区の支援制度の見直しが求められています。

(2) 町会・自治会が抱える課題

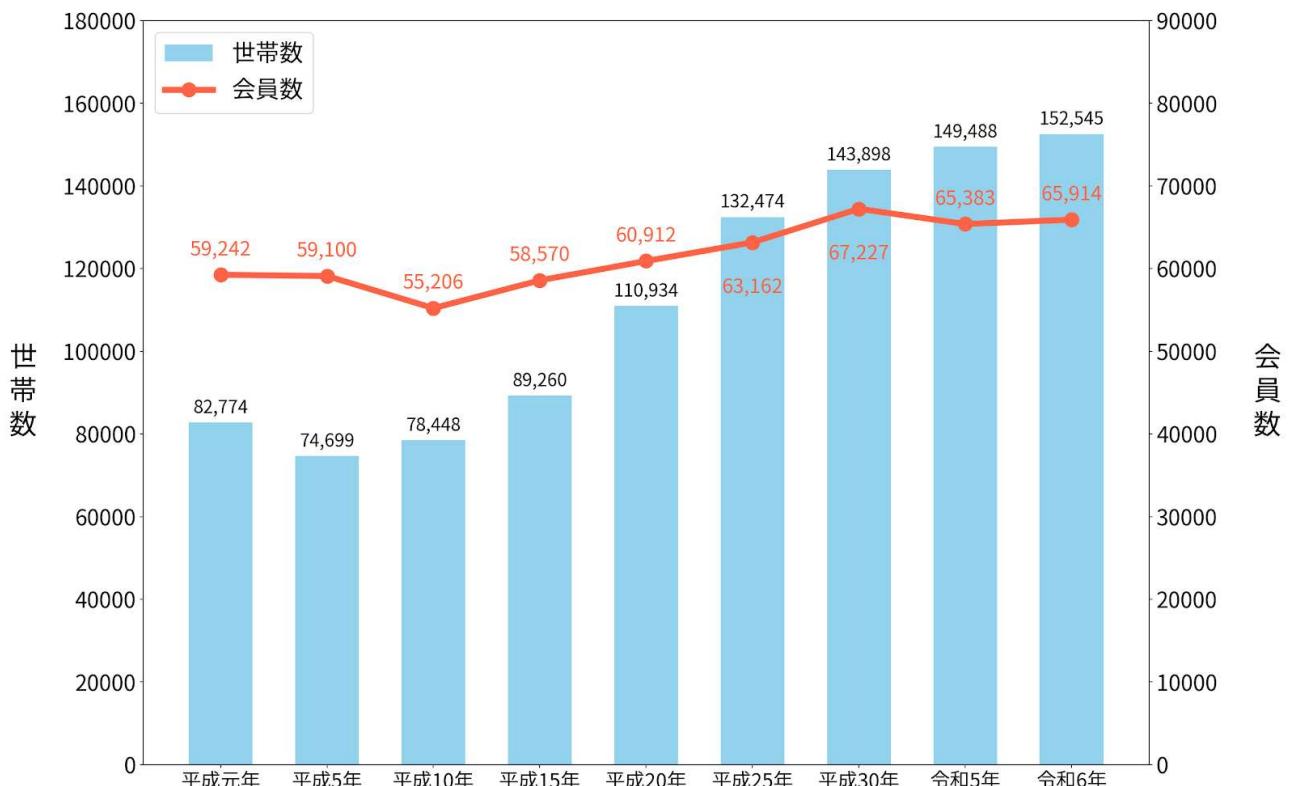
ア 担い手・役員不足

役員の高齢化や固定化が進行しており、新たな担い手の確保が困難になっており、既存役員の負担も増大しています。

イ 加入者の減少

区の人口増加に伴い、町会・自治会の会員数は増加していましたが、近年は微減傾向にあります。新たな住民や若者に町会・自治会の活動や魅力が伝わっておらず、情報が十分に届いていないことなどが原因と考えられます。

会員数と世帯数の推移



ウ 集合住宅との関係性

区民の9割以上を占める集合住宅居住者の、一定の区域を単位とした町会・自治会（以下「地域の町会・自治会」といいます。）への加入が進んでいないことや、集合住宅内の居住者間の関係が希薄になっていること、集合住宅等1棟以上を単位とした町会・自治会（以下「マンション自治会」といいます。）と地域の町会・自治会との関係性に課題があります。

（3）本委員会の設置のねらい

こうした課題認識を踏まえ、現在区が実施している町会・自治会への支援制度の適切性や有効性について、改めて検証する必要があります。そのため、施策等に対して学識経験者等の意見を伺いながら、区における地域コミュニティの在り方や課題について具体的な検討を行うことを目的として、本委員会を設置しました。

2 本委員会の概要

(1) 目的

区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的としています。

※設置根拠：港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱（参考資料1）

(2) 検討事項

本委員会の所掌事項については、以下のとおりです。

- ア 地域コミュニティの在り方に関すること。
- イ 町会・自治会等への支援に関すること。
- ウ 町会・自治会等に関連する制度に関すること。
- エ その他区長が必要と認める事項

(3) 委員構成

本委員会は、学識経験者2名、公募による区民2名、町会・自治会関係者3名及び地域活動団体関係者2名の9名による構成です（参考資料2）。

(4) 開催回数

令和7年度においては、参考形式で6回開催しました（参考資料3）。



【委員会の様子（第5回時に撮影）】

(5) 検討テーマ

本委員会では、所掌事項のうち、主に区の町会・自治会が実際に抱えている課題に関連する次のテーマを検討しました。

テーマ1

町会・自治会の設立要件について

テーマ2

町会・自治会への補助金制度について

テーマ3

町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

また、これらのテーマ以外に、次の内容についても、共有・意見交換しました。

- ア 麻布地区の町会からの意見及び区の回答
- イ 連合町会からの意見
- ウ 芝地区町会・自治会連絡会における意見及び区の回答

(6) 検討の流れ

検討に当たっては、各テーマについて基本的に以下の流れで、事務局から説明の上、各委員からの意見を聴取し、委員会としての方向性を議論しました。

- ア 区の現状の説明
- イ 現状における課題の説明
- ウ 町会・自治会宛てアンケート結果の共有
- エ 他区の状況の共有
- オ 課題の方向性の検討

3 各テーマ別検討結果

(1) テーマ1：町会・自治会の設立要件について ※

本委員会のまとめ

- 現行のマンション自治会の設立要件（4分の3以上の世帯の加入）を緩和し、地域の町会・自治会と同様に「2分の1以上の世帯の加入」の要件とすることが望ましい。
- マンション自治会の設立に当たっては、地域の町会・自治会との連携・協力関係を維持するという視点を踏まえた制度を構築するべきである。

※区の補助金交付の対象となるための要件であり、任意団体としての設立要件ではない。

ア 現状と課題

- 現行の町会・自治会の設立要件は、地域の町会・自治会とマンション自治会とで加入世帯数の要件に違いがあり、マンション自治会が地域の町会・自治会よりも設立のハードルが高く、厳しい要件となっている。

地域の町会・自治会	区域内の概ね2分の1以上の世帯の加入
マンション自治会	4分の3以上の世帯の加入 (501世帯以上の大規模マンションは375世帯以上の加入)

- 区として、地域ぐるみのコミュニティを推進していることなどから、異なる設立要件を定めている。
- 特別区においては、地域の町会・自治会とマンション自治会との設立要件に具体的な違いを設けている区は、港区以外にはない。
- 居住実態が変化し、区民の9割以上が集合住宅に居住しているという現状を踏まえ、実態に即した制度の在り方を改めて検討する必要がある。

イ 本委員会における主な意見

- 区民の9割以上が集合住宅居住者という実態に対し、マンション自治会の設立要件が地域の町会・自治会より厳しく設定されている現行の制度は、実態に合致していないことから、地域の町会・自治会と同様に、2分の1以上の世帯の加入に緩和するべき。

- 要件を緩和することによる影響は軽微であると考えられる。設立には多大な労力を要するため、意欲のある団体にしか関係しない。
- 区が、地域住民による自主的な防災活動を推進している姿勢なのであれば、マンション自治会設立のハードルは下げることが好ましい。現状では、設立に意欲のある区民にとって、設立要件がハードルになってしまい懸念がある。
- 設立要件を緩和することになった場合は、既存の地域の町会・自治会との役割分担や協力関係の在り方も示す必要がある。
- 既存の地域の町会・自治会に所属する集合住宅が独立することにより、担い手が流出する懸念もあるが、地域が抱える課題はそれぞれ異なり、画一的にルールを変更した場合でも、影響は限定的である。各地域の事情に寄り添い、ケースバイケースのサポートが必要である。
- 独立によって補助金が交付されることや地域の町会・自治会との関係性、集合住宅が自立した災害対策を希望するケースなど、設立の動機に着目すべきである。

ウ 課題解決の方向性

- 区民の9割以上が集合住宅に居住する実態や防災活動の観点から、地域の町会・自治会とマンション自治会との設立要件（加入世帯数）の差を解消し、2分の1以上の世帯の加入をもってマンション自治会が設立することができるよう、要件を緩和することが望ましい。
- 一方で、最終的な目的は地域における顔の見える関係づくりであり、そのためには集合住宅単体でなく、地域の町会・自治会との連携が不可欠である。
- 設立要件の緩和によって、マンション自治会が急激に増加する可能性は低いと考えられる。一方で、マンション自治会が設立した場合、地域の町会・自治会との関係性や役割分担などについて、円滑に協議が進むよう、地域固有の事情があれば、行政が寄り添ってサポートすることも重要である。

(2) テーマ2：町会・自治会への補助金制度について

本委員会のまとめ

- 町会・自治会の日常的な活動を支える団体活動費補助金について、現行の会員数による補助金算定から見直し、区域の住民数を基準として算定する。また、既存の他の補助金と目的や役割を整理し、活動実績についても考慮する制度設計が望ましい。
- 補助金額については、近年の物価高騰を踏まえた増額を行う必要がある。

ア 現状と課題

- 町会・自治会の日常的な活動を支える区の補助金である団体活動費補助金については、団体の運営や事業活動全般に活用でき、その金額の算定は団体の会員数に応じて設定している。
- 現行の会員数基準の算定方法には、①会員数に基づく補助金で会員・非会員を問わず恩恵が及ぶこと（公平性の課題）、②活動の規模や頻度が補助金額に反映されないこと（活動実態上の課題）及び③補助金の交付のため会員数を正確に管理し、区に報告する必要があること（会員数の管理・正確性の課題）などの課題がある。
- 他区においては、区域の住民数基準で算定している区、港区と同様に会員数を基準とする区、事業実績を基準とする区がある。
- また、近年の物価高騰（エネルギー価格、食料品価格等）により町会・自治会の財政的な負担が増加していることから、補助金額の見直しを求める意見も寄せられている。

イ 本委員会における主な意見

- 区域内の他の団体をサポートするなど、町会・自治会が地域全体を面で支える活動を担っている側面や、災害時に避難所運営など地域住民全体の対応を行うことを踏まえると、地域の住民数を根拠にすることが合理的である。
- 定額と活動実績による算定が良い。活発に活動する団体が報われるべきであり、活動の動機付けにもなる。ただ、手続きは簡素でシンプルにすることが好ましい。
- 活動実績を評価する制度は、事務手続が煩雑となるおそれがある一方、それを上回るメリットがある制度構築が好ましい。
- 補助金制度を考える上では、町会・自治会活動における経常的に必要な経費とそうでない経費の整理も必要である。

- 協働事業活動費補助金（地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対する補助金）により、既に活動実績を評価している補助金があるという点も考慮すべき。また、マンションの一棟会員の数え方が団体により異なっている場合があり、その観点からも住民数を基準とする方が合理的である。

ウ 課題解決の方向性

- 団体活動費補助金について、現行の会員数基準の算定方法を見直し、町会・自治会が地域全体を支えている観点や町会・自治会の名簿管理等の負担軽減の観点から、住民の数を基準として算定する方法とする。また、団体の活動の活性化を促す観点から、活動実績も加算・考慮した制度へ再構築することが望ましい。
- 活動実績を考慮する上では、既存の補助金との役割を整理することと、事務手続の簡素化を図る必要があるほか、町会・自治会のメリットを生む制度構築とする。
- 近年の物価高騰を踏まえた補助金額のベースアップを行う必要がある。

(3) テーマ3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

本委員会のまとめ

- 当事者間の合意形成は必要であることから、設立同意書の仕組みは継続する。
- 当事者間の調整がスムーズに進むよう、区が立会人として関与する仕組みを構築することが望ましい。
- 上下関係ではなく協力関係を示す書式への改正や、第三者のファシリテーター派遣の仕組みの構築についても継続的に検討する。

ア 現状と課題

- 既存の町会・自治会から新たな町会・自治会として独立する場合は、当該団体の了解が得られていること（「設立同意書」）を必要としている。
※区の補助金交付の対象となるための要件であり、自由な設立・活動自体は可
- 設立同意書を必要とする理由としては、既存団体との円満な関係の維持や、補助金交付を受ける団体を住民に明確化すること等である。
- 独立を希望する町会・自治会にとっては、同意が得られない場合や協議が進まない場合など、既存団体の優位性により、独立の妨げになることが懸念される。
- 一方で、既存の町会・自治会側には、事前の相談や合意形成がない安易な独立が、長年築いてきた地域コミュニティの一体性や歴史を損ねることへの強い懸念がある。
- 他区においても、確認方法は異なるが、既存の町会・自治会の同意を得る手続きを必要としている。
- また、アンケートでは、町会・自治会の約8割が本制度を認知しておらず、現時点では独立への機運が高いとは言えない状況である。

イ 本委員会における主な意見

- 地域の円満な関係維持のために当事者間の合意形成は必要であるが、設立同意書という制度そのものよりも、当事者間の話し合いが機能不全に陥っているプロセスこそが最大の課題となっている。
- 港区は9割以上の住民が集合住宅に住んでおり、他区の事例はあまり参考にならない。独立という方法だけでなく、既存町会に属しながら独自な活動を認めるなど、既存町会とのつながりを維持したまま活動する仕組みも考えられる。

- 現行の設立同意書は書式がシンプルなものであり、上下関係を感じさせるため、独立後の協力関係（防災連携等）も明記し、対等な関係を記す「協定書」や「覚書」といった形式に変更すべき。
- 区は当事者間の話し合いに任せるだけでなく、独立までのプロセスに積極的に関与するべきである。区の今後の政策にとって重要なデータとなることからも、区が協議の立会人となることや、第三者のファシリテーターを派遣する仕組み、設立のプロセスを明記したガイドラインの作成などが対応として考えられる。
- 一方で、ガイドラインを整備することは、「独立のバイブル」により受け止められ、区が独立を推奨していると認識されるおそれがある。安易な独立を助長することも問題であることから現行のような制度となっていることも理解できる。
- 一部の個人的な動機（会長の肩書が欲しい等）による小規模な独立を防ぐため、集合住宅の規模等による妥当性の判断を区が実施する方法も考えられる。

ウ 課題解決の方向性

- 当事者間の合意形成は必要であり、設立同意書の仕組みは当面維持する。
- ただし、当事者間の話し合いが機能不全に陥ることを防ぐために、区として話し合いの状況を的確に把握するとともに、書式の表現や内容についても継続的に検討が必要である。
- 独立に当たって当事者間の話し合いが進まないケースが生じた際は、必要に応じて区が関与して立会人としての役割を担うほか、第三者のファシリテーターを派遣する仕組みも検討する。

参考資料1 港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

令和7年4月1日
6港産地第1996号

(設置)

第1条 港区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティの在り方に関すること。
- (2) 町会・自治会等への支援に関すること。
- (3) 町会・自治会等に関する制度に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、第3条第4項第1号の委員の中から互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員9人以内をもって充てる。
 - (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 公募による区民 2人以内
 - (3) 町会・自治会関係者 3人以内
 - (4) 地域活動団体関係者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の議事は、委員の意見を聴取した上で、委員長が決する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができます。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料2 港区地域コミュニティ検討委員会開催経過

回次	開催日時	主な議題
第1回	令和7年5月12日（金） 午後2時から	○オリエンテーション
第2回	令和7年7月18日（金） 午後6時30分から	○町会・自治会の設立要件について
第3回	令和7年8月26日（火） 午後1時30分から	○町会・自治会への補助金制度について ○町会・自治会からの意見及び区の回答について ○団体活動費補助金の補助額の見直しについて
第4回	令和7年11月4日（火） 午後6時30分から	○町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて
第5回	令和7年12月10日（水） 午前10時から	○報告書（素案）について意見交換
第6回	令和8年○月○日（○） ○○時から	○報告書の決定 ○報告を踏まえた区の取組 ○委員会総括

参考資料3 港区地域コミュニティ検討委員会委員構成

属性	氏名	備考
委員長	なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学法学部教授
副委員長	みわ 論江 三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授
委員 (公募区民)	たけだ りき 武田 力	公募区民
	こばやし ゆか 小林 由夏	公募区民
委員 (町会・自治会)	きよはら もとすけ 清原 元輔	港区町会・自治会連合会会長
	たなか とくじ 田中 徳仁	あかさかおもていちにちょうかい 赤坂 表一二町会会長
	わたなべ さとし 渡邊 晓	パークホームズ品川自治会長
委員 (地域活動団体)	せきね さとし 関根 聰	(一社)竹芝エリアマネジメント 事務局長代理
	たかしま いちろう 高島 一朗	日鉄興和不動産株式会社

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2025167-3211

港区地域コミュニティ検討委員会報告書

令和8（2026）年〇月発行

発行・編集

港区産業・地域振興支援部地域振興課

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）